「<u>漢字整理案</u>」は、1919年(大正8年)、文部省において、尋常小学校で使われる<u>漢字</u>の字体を整理した案です。2,600字余りが対象となっています。

「簡便を主とし、慣用を重んじ活字体と手書体との一致を図る」(「凡例」より。字体を<u>常用漢字体に、片仮名を平仮名</u>に改めた)ことを方針としています。康熙字典においても、字体の統一を欠いていたり、複雑すぎたりするという問題点が前文に挙げられており、字典体に対して標準体を提示しています。

例えば、字典体の「亞」に対する標準体として「亜」を、「奇」に対して「竒」、「」に対して「増」を示し、「平」の点を今日の<u>常用漢字体と同じく上に開く形にする、しんにょうは1点、草冠は3</u>画など、書きやすい形が示されています。

また、許容体案も示されており、こちらは標準体より書きやすく、または慣用として広まっているものが採用されています。

許容体案には、「亂」に対して「乱」、「佛」に対して「仏」、「勞」に対して「労」、「學」に対して「学」、「應」に対して「応」、「國」に対して「国」、「龍」に対して「竜」など、今日の<u>常用漢字</u>体と同様のものも少なからず示されています。

参照

・<u>漢字整理案</u> (大正8年12月)【文部省国語調査室】 - <u>国語施策沿革資料11 (平成8</u>年12月16日) 漢字字体資料集(諸案集成1)より